

平成 29 年度工事監査の実施計画

平成 29 年 10 月 20 日決定

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、平成 29 年度監査計画に基づく工事監査を次のとおり実施する。

1 監査の基本方針

工事の計画、設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかについて監査する。

2 監査の対象

28. 上の原地区アクセス道路築造工事

29～30. 市道 229-1 号線築造工事

3 監査の実施期間

平成 29 年 10 月 20 日から平成 30 年 3 月 26 日まで

4 本監査の実施日

平成 30 年 2 月 5 日（月）

5 監査報告書の提出

平成 30 年 3 月 28 日（水）

6 監査の方法

監査にあたっては、工事の計画、設計及び施工等が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び実地監査並びに関係者からの説明聴取により実施する。

なお、工事の技術面については、工事技術調査業務を委託して実施する。

7 監査の着眼点

(1) 計 画

- ① 工事計画の内容は適正か。
- ② 工事施工の決裁手続きは適正か。

(2) 契 約

- ① 契約の方法及び内容は適正か。
- ② 不適正業者の加入の有無。
- ③ 不当な分割契約の有無並びに設計変更による契約変更及び追加契約は適正か。
- ④ 予定価格、最低制限価格及び契約金額は適正か。
- ⑤ 下請け業者の有無。

(3) 設 計

- ① 設計計画及び事前調査は適正か。
- ② 関係法令等の運用は適正か。
- ③ 設計基準、資料等の整備状況及びその運用は適正か。
- ④ 設計図書（仕様書、明細書、設計図面）は適正か。
- ⑤ 設計見積は適正か。
- ⑥ 設計変更及び追加工事の内容並びにその措置は適正か。

(4) 施 工

- ① 施工計画及び工種ごとの工程表は適正か。
- ② 関係法令等の運用は適正か。
- ③ 日報、月報等の報告書及び施工記録は適正か。
- ④ 各種検査、材料試験等の実施状況は適正か。
- ⑤ 現場保安措置及び災害対策は適正か。
- ⑥ 関連工事との連絡調整は適正か。
- ⑦ 撤去発生材料等の処理は適正か。